

2010年8月12日
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

国民年金保険料の免除に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び提供すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2010年8月2日付けで諮問（第444号）された国民年金保険料の免除に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び提供すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び条例第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用すること並びに目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」の(3)に述べるところにより認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認め

られる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報をも本人以外ものから収集する必要性、目的外に利用し、及び提供する必要性、本人以外ものから収集すること、目的外に利用し、及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

国民年金加入者（被保険者）は、国民年金法第88条により国民年金保険料の納付が義務づけられているが、昨今の未納者の増加については、国民年金制度に対する信頼を損ね、制度の根幹を揺るがしかねない重要な問題として、その対策については総務省、社会保険庁（当時）及び国税庁が協議してきた経過がある。

本市においては、平成16年9月14日付け市町第423号神奈川県企画部長通知をもって所得情報提供依頼があったため、2005年（平成17年）2月8日「個人の市県民税（普通徴収）の賦課、個人の市県民税（特別徴収）の賦課及び特別徴収に係る現年度分の市県民税の徴収及び収納事務に係る個人情報を本人以外ものから収集すること及び本人以外ものから収集することに伴う本人通知の省略について並びに目的外提供すること及び目的外提供することに伴う本人通知の省略について」を個人情報保護制度運営審議会へ諮問をした経緯がある。

この諮問に対し、

ア 藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条第4項の規定による本人以外ものからの収集の必要性があると認められる。

イ 同条例第12条第4項の規定による目的外提供することの必要性があると認められる。

ウ 同条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があるとは認められない。

という答申が出された。

また、この答申の中で社会保険庁に対し「国民年金法第106条第1項により国民年金保険料未納者に対し所得情報の提出を求める際に、期限までに提出がなされない場合は市から所得情報の提供を受ける旨を通知等書面により本人に明示する」措置を講じるよう、市より要求するよう求められている。

この措置の実施について、藤沢社会保険事務所、社会保険庁へ要求したところ、「納付相談窓口開設のご案内」を未納者に送付することにより、来所がない場合には市へ所得調査をする旨の表記をし、本人に通知をするようにしたい

ということで、平成21年11月17日に案内文（案）の提出があった。

併せて、同日付で藤沢社会保険事務所長から、新たに「磁気媒体による市町村からの所得情報の取得について」依頼があった。

しかしながら、平成22年1月1日に社会保険庁が廃止され、新たに日本年金機構が設立される間近であったため、藤沢社会保険事務所（当時）と協議し、日本年金機構の業務内容や個人情報管理体制の確定後に審議会への諮問を行うこととした。

その後、平成22年3月24日付け神奈川県総務部市町村課長から「国民年金保険料未納者対策に係る日本年金機構への協力について」の通知には、従来社会保険庁が行っていた業務の権限については厚生労働大臣の権限とされるが、実際の権限行使については厚生労働大臣から日本年金機構に委任され、所得情報の提供の求めに係る事務についても日本年金機構（年金事務所）が実施すること。また、機構職員には日本年金機構法により守秘義務が課せられ国家公務員と同等の罰則が定められていること等が記載されている。

日本年金機構の権限、業務内容等が明確になったことにより、新組織の藤沢年金事務所長から「国民年金保険料未納者対策に係る所得情報の提供について（お願い）」「磁気媒体による市町村からの所得情報の提供について」「納付相談窓口開設のご案内」が改めて提出された。

日本年金機構は、この国民年金保険料未納者対策を遂行するため、市から提供を受けた未納者の所得情報をもとに、一定の所得がある者に対しては強制徴収を行い、低所得者に対しては免除勧奨を行うことで効率的な対策を実施することにより、保険料未納者対策の強化及び将来の無年金者の発生を防止することとしている。

本市としても、日本年金機構が行う未納者対策の趣旨・目的を理解し、効果的な方策として、市民の年金権確保の推進のため、この依頼に応じていきたいと考えているが、本市が所得情報を提供する際は、藤沢年金事務所で行うこととしている「納付相談窓口開設のご案内」に対して何ら応答しない者（以下「対象未納者」という。）に限定した上で行うものである。

以上のとおり、平成17年の審議会において目的外提供の必要性等については承認されているが、その後、5年半が経過していること、提供先の組織が変更されていることから、前回の諮問内容とともにコンピュータ処理での磁気媒体による提供についてあらためて諮問するものである。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することについて

ア 収集する個人情報

(ア) 対象未納者所得金額・控除後所得金額

(イ) 配偶者所得金額・控除後所得金額

(ウ) 世帯主所得金額・控除後所得金額

イ 収集する必要性

上記アの個人情報をもとに本人から収集することは、収集する対象者が多数であるため多大な労力及び時間を要し、未納者対策のためには限られた時間内に行わなければ市民の年金権確保の推進に寄与することは困難であると考えられる。

一方、市民税課においては、未納者対策のために必要かつ正確な所得情報を保有している。また、保険年金課においては、国民年金保険料の免除申請書の受付業務を行っており、免除申請に伴う所得等を日本年金機構へ提出する仕組みが既に構築されている。従って、合理性、正確性及び効率性の観点から、市民税課より必要な個人情報を収集する必要性があるものである。

(3) 対象未納者等の個人情報の目的外利用及び提供について

ア 目的外利用及び提供する個人情報の範囲

(ア) 対象未納者所得金額・控除後所得金額

(イ) 配偶者所得金額・控除後所得金額

(ウ) 世帯主所得金額・控除後所得金額

イ 目的外に利用する及び提供する必要性

日本年金機構は国民年金法第106条第1項の規定により未納者に対し所得等の提出を求めても提出がされない場合においては、未納者等の所得状況を確認する手段がないこと、日本年金機構が市から提供を受けた対象未納者の所得を参考に、強制徴収の実施又は免除勧奨を行うことにより免除申請から免除承認に繋げることができれば、どちらにしても万が一の障害年金、遺族年金のため、さらには将来の年金に反映されることになり本人に利益があること、国民年金法第88条に規定される保険料の連帯納付義務者である世帯主及び配偶者を把握し、所得情報と合わせて一元的に管理している市が提供することにより目的が達成されることから目的外利用及び提供の必要性があるものである。

(4) 本人通知の省略について

「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用及び提供」の本人通知については、提供に係る件数が16,200件超と想定されるため、通知すべき相手が多い場合で、目的外のために利用及び提供する管理情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。なお、市への情報提供依頼の前に藤沢年金事務所から対象未納者本人及び連帯納付義務者の所得調査について通知する。

(5) コンピュータ処理の必要性について

藤沢年金事務所では「納付相談窓口開設のご案内」を長期末納者の約18,000

人に送付する予定で、その内、納付相談窓口に来られる方は1割弱と見込んでおり、残り9割強の16,200人超については、市に所得情報の提供依頼をする予定であるため、コンピュータ処理により磁気媒体で提供することは、市側の事務処理の軽減を図るとともに、年金事務所において未納者対策を効率的・効果的に進めるためにも必要があるものである。

(6) コンピュータ処理する個人情報の項目

ア 基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所

イ 対象未納者所得金額・控除後所得金額、配偶者所得金額・控除後所得金額、世帯主所得金額・控除後所得金額

(7) コンピュータ処理の内容

上記(6)アを記録した磁気媒体(MO)を藤沢年金事務所職員が市に持ち込み、保険年金課職員が受け取り、IT推進課へ持ち込む。IT推進課のコンピュータにて上記(6)イの情報を収録後、保険年金課の職員が藤沢市役所内にて藤沢年金事務所職員に直接渡す。

(8) 安全対策について

ア 磁気媒体(MO)搬送の際の安全対策について

磁気媒体の搬送については、藤沢年金事務所が施錠可能な鞆を用意し、その鞆に入れて搬送することとする。

イ 提供した個人情報の安全対策について

日本年金機構は年金加入者の様々な個人情報を保有しているため日本年金機構法において年金個人情報保護の規定が設けられているとともに、日本年金機構自体として「日本年金機構個人情報保護管理規程」を制定し、個人情報保護のための厳格な管理を行う体制を整えている。

(9) 開始時期

藤沢年金事務所が開設する納付相談実施期間経過後(2010年10月予定)

(10) 覚書の締結

藤沢年金事務所と藤沢市との間に「国民年金保険料未納者対策にかかる磁気媒体による情報交換に関する覚書(案)」を締結する。

(11) 提出資料

ア 個人情報取扱審議諮問書(資料1)

イ 藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第138号(資料2)

ウ 「納付相談窓口開設のご案内」(資料3)

エ 平成21年11月17日付藤沢社会保険事務所長からの依頼文(資料4)

オ 平成22年3月24日付神奈川県総務部市町村課長通知(資料5)

カ 平成22年4月6日付藤沢年金事務所長からの所得情報提供依頼文(資料

6)

- キ 平成22年7月21日付藤沢年金事務所長からの磁気媒体での提供依頼文(資料7)
- ク 「納付相談窓口開設のご案内(案)」(資料8)
- ケ 日本年金機構法(抜粋)(資料9)
- コ 日本年金機構個人情報保護管理規程(資料10)
- サ 磁気媒体による情報交換に関する覚書(案)(資料11)
- シ 国民年金法(抜粋)(資料12)
- ス コンピュータ処理概略図(資料13)
- セ 個人情報取扱事務届出書(資料14)

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、収集する対象者が多数であるため多大な労力及び時間を要し、未納者対策のためには限られた時間内に行わなければ市民の年金権確保の推進に寄与することは困難であるとのことである。また、実施機関では、国民年金保険料の免除申請書の受付業務を行っており、免除申請に伴う所得等を日本年金機構へ提出する仕組みが既に構築されており、合理性、正確性及び効率性の観点から、所得情報を保有している市民税課より必要な個人情報を収集する必要性があるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外から収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用し、及び提供する必要性について

実施機関では、市民税課の所得情報を目的外に利用し、及び提供することについて、次のように述べている。

ア 日本年金機構は国民年金法第106条第1項の規定により未納者に対し所得等の提出を求めても提出がされない場合においては、未納者等の所得状況を確認する手段がない。

イ 日本年金機構が市から提供を受けた対象未納者の所得を参考に、強制徴収の実施又は免除勧奨を行うことにより免除申請から免除承認に繋げることができれば、どちらにしても万が一の障害年金、遺族年金のため、さらには将来の年金に反映されることになり本人に利益がある。

ウ 国民年金法第88条に規定される保険料の連帯納付義務者である世帯主及び配偶者を把握し、所得情報と合わせて一元的に管理している市が提供する

ことにより目的が達成される。

以上のことから判断すると、個人情報をも目的外に利用し、及び提供する必要性があると認められる。

- (3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用すること並びに提供することに伴う本人通知の省略について

「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用及び提供」の本人通知については、実施機関は、提供に係る件数が16,200件超と想定しており、通知すべき相手が多数で、目的外のために利用及び提供する管理情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

なお、市への情報提供依頼の前に藤沢年金事務所から対象未納者本人及び連帯納付義務者の所得調査について、被保険者に「納付相談窓口開設のご案内」により通知をすることである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。ただし、実施機関は、被保険者のみならず、連帯納付義務者である配偶者及び世帯主についても、「納付相談窓口開設のご案内」で所得調査について通知をすることを、日本年金機構に要求することを条件とするものである。

- (4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

藤沢年金事務所では「納付相談窓口開設のご案内」を長期未納者の約18,000人に送付する予定で、その内、納付相談窓口に来られる方は1割弱と見込んでおり、残り9割強の16,200人超について市へ所得情報の提供依頼を予定しているとのことであり、実施機関では、コンピュータ処理により磁気媒体で提供することは、市側の事務処理の軽減を図るとともに、藤沢年金事務所において未納者対策を効率的・効果的に進めるためにも必要であるとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

安全対策について、実施機関では、次のような対策を講じている。

- (ア) 磁気媒体(MO)搬送の際の安全対策について

磁気媒体の搬送については、藤沢年金事務所が施錠可能な鞆を用意し、その鞆に入れて搬送することとする。

- (イ) 提供した個人情報の安全対策について

日本年金機構は年金加入者の様々な個人情報を保有しているため日本年金機構法において年金個人情報保護の規定が設けられているとともに、日

本年金機構自体として「日本年金機構個人情報保護管理規程」を制定し、個人情報保護のための厳格な管理を行う体制を整えている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上